

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示（選）

- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）の選挙期日……………四
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙会の場所及び日時……………四
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における開票事務と選挙会事務の合同……………四
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙公報掲載申請期限……………四

告示（公）

- 技能検定員審査の実施……………四
- 教習指導員審査の実施……………五
- 東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）にお

ける告示……………（東京都選挙管理委員会）…六

告示

●東京都告示第千三百三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目中地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
八重洲二丁目中地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和三年十月十九日から令和十二年一月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区八重洲二丁目地内
事務所所在地及び設立認可の年月日
中央区八重洲二丁目一番四号
令和三年十月十九日
- 四 事業計画の変更の認可の年月日
令和六年十一月八日

●東京都告示第千四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和六年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
-------------	-------	-------------	-------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年十月二十一日	小金井市梶野町五丁目千百三十八番一の一、同番二、同番十四及び千百三十九番五の各一部	延長 三〇・五〇 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	---	------------------

同右	令和六年十月二十一日	小金井市梶野町五丁目千百三十九番三の一、同番三、同番四及び同番六の各一部	延長 四・二〇 幅員 四・〇〇
----	------------	--------------------------------------	-----------------

●東京都告示第千四百一十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月八日

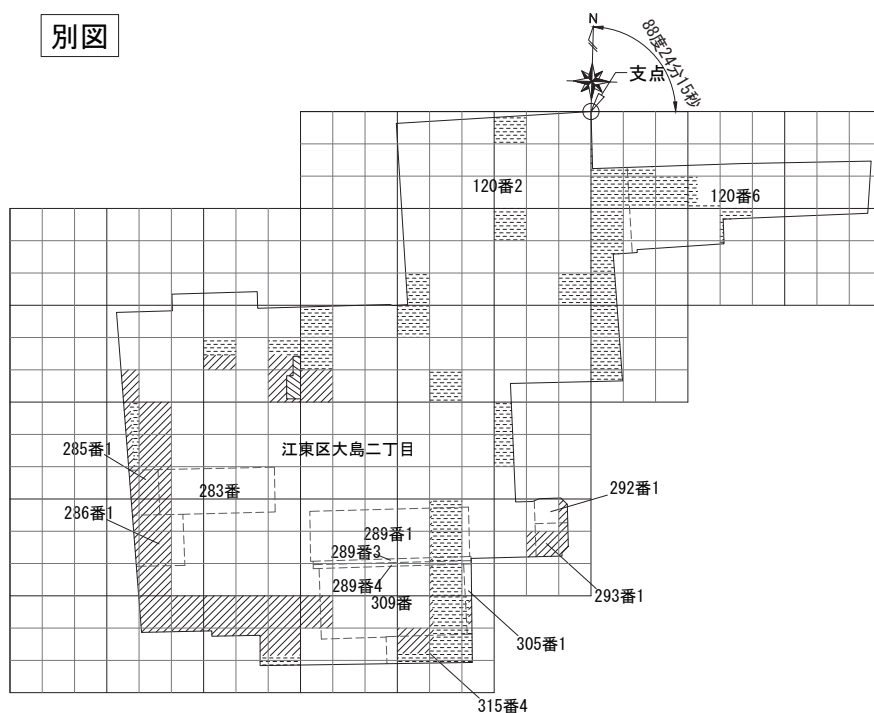
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- | | |
|---------------|---|
| — 敷地境界及び調査対象地 | 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域) |
| - - - 筆境界 | 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第101号により指定した区域) |
| — 単位区画 | 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1419号により指定した区域) |
| 30m格子 | |

支点

支点は、江東区大島二丁目120番2の最北端とする。

格子の回転角度（88度24分15秒）

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

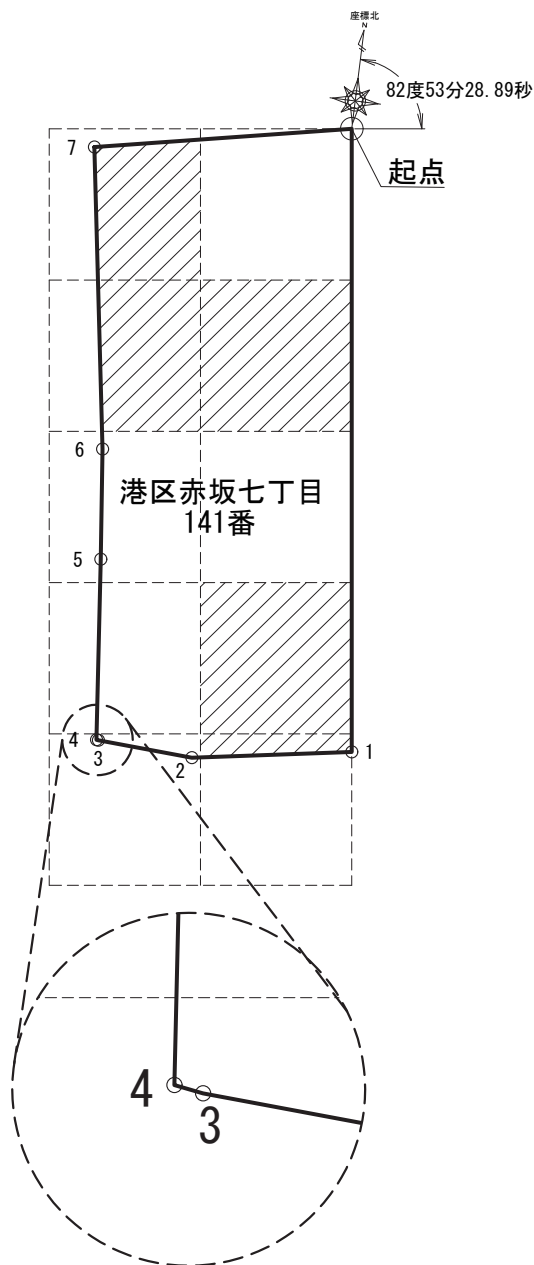
令和六年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区赤坂七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
— 調査対象地
▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、港区赤坂七丁目141番の最北端とする。

【格子の回転角度（82度53分28.89秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
起点	-36157.653	-9361.307
1	-36198.529	-9356.210
2	-36200.216	-9366.655
3	-36199.837	-9372.931
4	-36199.816	-9373.061
5	-36187.938	-9374.258
6	-36180.700	-9375.040
7	-36160.950	-9378.047

※上記座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

告示（選）	
●東京都選挙管理委員会告示第百七十四号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定により、東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）を次の期日に行う。 なお、選挙すべき議員の数は一である。 令和六年十一月八日 東京都選挙管理委員会 選挙期日 令和六年十一月十七日	
●東京都選挙管理委員会告示第百七十六号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十一月十七日執行の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。 令和六年十一月八日 東京都選挙管理委員会 場所 武蔵野総合体育館メインアリーナ 武蔵野市吉祥寺北町五丁目十一番二十号 日時 令和六年十一月十七日 午後九時	
●東京都選挙管理委員会告示第百七十七号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、令和六年十一月十七日執行の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。 令和六年十一月八日	
●東京都選挙管理委員会告示第百七十八号 東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和三十八年東京都条例第三号）第三条第一項の規定により、令和六年十一月十七日執行の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。 令和六年十一月八日 東京都選挙管理委員会 選挙公報掲載申請期限 令和六年十一月八日 午後五時	
東京都公安委員会告示第380号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年11月8日 東京都公安委員会 委員長 廣瀬道明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車免許技能検定員審査 (2) 中型自動車免許技能検定員審査 (3) 準中型自動車免許技能検定員審査 (4) 普通自動車免許技能検定員審査 (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査	(6) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年12月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続

(1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和6年11月21日（木曜日）及び同月22日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年11月11日（月曜日）から配布する。 ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証を提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表	第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具 ウ 黒色又は青色のボールペン イ 赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276 ●東京都公安委員会告示第381号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和6年11月8日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車免許教習指導員審査	(2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 牽引^{けんひん}免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時
--	--	--

7 審査手数料

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）

における告示について

令和六年十一月十七日執行の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）において、東京都選挙執行規程（平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号）第四条ただし書及び東京都選挙管理委員会規程（昭和四十四年東京都

東京都選挙管理委員会